

報告第 2 1 号

地方自治法第 1 8 0 条の規定による市長の専決処分の報告について

地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 2 8 年 1 1 月 2 8 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

1 市長の専決事項の指定について第 2 項による専決処分

| 番号 | 発生局名  | 専決処分年月日   | 損害賠償の額         | 事件の概要   |
|----|-------|-----------|----------------|---|
| 1  | 総務企画局 | 28. 8. 23 | 円<br>210,079   | 平成28年5月12日、被害者宅先路上で、本市普通トラックが、停車中の車両を避けようと左に寄った際、被害者所有の日よけテントに接触し、破損させたもの                                   |
| 2  | 環境局   | 28. 7. 19 | 円<br>166,480   | 平成28年3月26日、宮前区神木2丁目3番地13先交差点で、本市中型ごみ収集車が、通過しようとした際、右側から走行してきた被害者運転の軽乗用車と接触し、破損させたもの                         |
| 3  | 環境局   | 28. 7. 28 | 円<br>212,760   | 平成28年1月21日、麻生区*****<br>*****マンション構内で、本市小型ごみ収集車が、集積所に着けようと後退した際、被害者所有のマンションの天井に接触し、破損させたもの                   |
| 4  | 環境局   | 28. 8. 19 | 円<br>1,013,905 | 平成28年3月8日、高津区下作延3丁目8番40号先路上で、本市小型ごみ収集車が走行中、前方で一時停止した被害者(ア)運転の普通乗用車に追突し、破損させ、並びに被害者(ア)及び同乗していた被害者(イ)を負傷させたもの |
| 5  | 環境局   | 28. 8. 19 | 円<br>228,542   |   |

|    |        |            |              |   |
|----|--------|------------|--------------|---|
| 6  | 環境局    | 28. 8. 29  | 円<br>37,152  | 平成28年7月29日、幸区柳町81番地6先路上で、本市中型ごみ収集車が、前方から走行してきた被害者運転の軽乗用車と擦れ違う際、当該軽乗用車に接触し、破損させたもの                       |
| 7  | 環境局    | 28. 10. 19 | 円<br>248,702 | 平成28年8月2日、中原区中丸子145番地先路上で、本市中型ごみ収集車が、集積所に着けようと前進した際、被害者所有の集積所の扉に接触し、破損させたもの                             |
| 8  | まちづくり局 | 28. 8. 25  | 円<br>183,109 | 平成28年7月22日、麻生区多摩美1丁目8番12号先丁字路で、本市軽ライトバンが左折しようとした際、右側から走行してきた被害者運転の小型乗用車に接触し、破損させたもの                     |
| 9  | 幸区役所   | 28. 7. 11  | 円<br>185,338 | 平成28年6月8日、井田病院駐車場で、本市軽ライトバンが、当該駐車場から出ようと発進した際、駐車していた被害者所有の軽乗用車に接触し、破損させたもの                              |
| 10 | 多摩区役所  | 28. 4. 21  | 円<br>137,950 | 平成28年4月7日、多摩区総合庁舎駐車場で、本市軽ライトバンが、当該駐車場から出るため開閉ゲートの前に停止していた被害者(ア)所有の普通乗用車に追突し、破損させ、及び運転していた被害者(イ)を負傷させたもの |
| 11 | 多摩区役所  | 28. 7. 19  | 円<br>44,872  |   |
| 12 | 消防局    | 28. 8. 15  | 円<br>102,600 | 平成28年7月15日、被害者宅先路上で、本市消防指揮車が、方向転換のため空き地に入し、切り返しをした際、被害者所有の車止めポールに接触し、破損させたもの                            |
| 13 | 消防局    | 28. 10. 19 | 円<br>79,920  | 平成28年8月1日、被害者宅先路上で、本市救急車が、切り返しをした際、被害者所有の車止めポールに接触し、破損させたもの   |
| 14 | 教育委員会  | 28. 8. 24  | 円<br>114,564 | 平成28年3月29日、川崎区砂子1丁目9番地3先丁字路で、本市軽ライトバンが、左折した際、停車していた被害者運転の小型乗用車に接触し、破損させたもの                              |
| 15 | 建設緑政局  | 28. 9. 28  | 円<br>110,160 | 平成28年5月4日、**公園内で、根元の腐食していた樹木が倒れ、隣接する被害者(ア)所有の建物の屋根及び被害者(イ)所有の防犯灯を破損させたもの                                |
| 16 | 建設緑政局  | 28. 9. 28  | 円<br>32,076  |   |
| 17 | 建設緑政局  | 28. 10. 4  | 円<br>244,977 | 平成27年7月31日、宮前区平3丁目17番3号先路上で、被害者運転の自転車が走行中、街路樹の切り株に接触して転倒し、当該自転車が破損し、及び被害者が負傷したもの                        |

|    |       |          |              |   |
|----|-------|----------|--------------|---|
| 18 | 建設緑政局 | 28.10.21 | 円<br>5,022   | 平成27年7月16日、高津区諏訪1丁目11番1号先路上で、被害者が、舗装の破損箇所につまずいて転倒し、負傷したもの   |
| 19 | 建設緑政局 | 28.10.25 | 円<br>1,848   | 平成28年3月14日、多摩区宿河原1丁目1番23号先路上で、被害者運転の軽乗用車が走行中、舗装の破損箇所に落輪し、当該軽乗用車が破損したもの  |
| 20 | 教育委員会 | 28. 8.22 | 円<br>310,000 | 平成28年3月、平成28年度神奈川県公立高等学校入学者選抜学力検査において、本市職員が、採点を誤ったため、市立高等学校に入学を希望していた被害者が不合格となり、当該被害者が、既に合格していた私立高等学校の入学金を支払うこととなったもの |

2 市長の専決事項の指定について第4項による専決処分

| 議案<br>番号 | 議決<br>年月日 | 工事名                          | 契約の相手方   | 変更事項                   |                         | 専決処分<br>年月日 | 変更理由   |
|----------|-----------|------------------------------|--|------------------------|-------------------------|-------------|--|
|          |           |                              |  | 変更前                    | 変更後                     |             |  |
| 154      | 26.12.17  | 有馬第2<br>・久末住<br>宅新築第<br>1号工事 | 川崎市川崎区本町2丁目<br>7番地1<br>山根・露木・大場・佐田<br>共同企業体<br>代表者<br>株式会社 山根工務店<br>代表取締役<br>山根 崇<br>構成員<br>露木建設株式会社<br>代表取締役<br>露木 直義<br>構成員<br>大場建設株式会社<br>代表取締役<br>大場 秀光<br>構成員<br>佐田建設株式会社<br>代表取締役<br>佐田 正治 | 完成期限<br>平成28年<br>9月16日 | 完成期限<br>平成28年<br>10月14日 | 28.9.14     | 関連する<br>解体工事に<br>おいて、地<br>中障害物の<br>出現に伴う<br>工期延長の<br>必要が生じ<br>たことによ<br>り、本工事<br>の着工が遅<br>れたため、<br>工期の延長<br>を行うもの<br>である。 |

| 議案<br>番号 | 議決<br>年月日 | 工事名            | 契約の相手方   | 変更事項                       |                            | 専決処分<br>年月日 | 変更理由  |
|----------|-----------|----------------|--|----------------------------|----------------------------|-------------|---|
|          |           |                |  | 変更前                        | 変更後                        |             |   |
| 109      | 27.7.2    | 久末小学校校舎改築その他工事 | 川崎市中原区丸子通1丁目640番地5<br>大山・沼田・村松共同企業体<br>代表者<br>株式会社 大山組<br>代表取締役<br>大山 浩司<br>構成員<br>沼田工業株式会社<br>代表取締役<br>沼田 順一郎<br>構成員<br>株式会社 村松工務店<br>代表取締役<br>村松 久 | 契約金額<br>1,415,276,280<br>円 | 契約金額<br>1,420,788,600<br>円 | 28.10.31    | 工事現場付近道路の通行に対する安全をより一層確保する必要性が生じたため、交通誘導員の増員配置を行うこと等による増額の変更を行うものである。 |

3 市長の専決事項の指定について第5項による専決処分

住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例

専決処分年月日 平成28年10月14日

公布年月日 平成28年10月14日

川崎市条例第55号

住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例

(川崎市区の設置並びに区の事務所の位置、名称、所管区域及び事務分掌を定める条例の一部改正)

第1条 川崎市区の設置並びに区の事務所の位置、名称、所管区域及び事務分掌を定める条例(昭和46年川崎市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第2条の表宮前区の項区域の欄中「馬絹」の次に「、馬絹1丁目、馬絹2丁目、馬絹3丁目」を加える。

(川崎市立学校の設置に関する条例の一部改正)

第2条 川崎市立学校の設置に関する条例(昭和39年川崎市条例第29号)の一部を次のように改正する。

別表第1 川崎市立宮崎小学校の項中「川崎市宮前区馬絹1,795番地」を「川崎市宮前区馬絹1丁目30番9号」に改める。

附 則

この条例は、平成28年10月17日から施行する。

4 市長の専決事項の指定について第6項による専決処分

(1) 訴えの提起

| 番号 | 専決処分<br>年月日 | 被告    | 請求の要旨  |
|----|-------------|-------|--|
| 1  | 28. 8. 29   | ***** | 市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに当該市営住宅の滞納使用料2,184,000円、延滞金及び平成28年4月2日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月35,300円の支払を求めるもの |
| 2  | 28. 8. 29   | ***** | 市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに当該市営住宅の滞納使用料129,300円、延滞金及び平成28年4月2日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月77,900円の支払を求めるもの   |
| 3  | 28. 8. 29   | ***** | 市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに当該市営住宅の滞納使用料887,053円、延滞金及び平成28年4月8日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月113,800円の支払を求めるもの  |
| 4  | 28. 8. 29   | ***** | 市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに当該市営住宅の滞納使用料424,853円、延滞金及び平成28年4月2日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月40,600円の支払を求めるもの   |

|    |            |       |  |
|----|------------|-------|--|
| 5  | 28. 8. 29  | ***** | 市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに当該市営住宅の滞納使用料142,741円、延滞金及び平成28年1月17日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月15,000円の支払を求めるもの  |
| 6  | 28. 10. 26 | ***** | 市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに当該市営住宅の滞納使用料554,354円、延滞金及び平成28年7月6日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月104,500円の支払を求めるもの  |
| 7  | 28. 10. 26 | ***** | 市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに当該市営住宅の滞納使用料522,380円、延滞金及び平成28年6月19日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月30,800円の支払を求めるもの  |
| 8  | 28. 10. 26 | ***** | 市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに当該市営住宅の滞納使用料1,095,441円、延滞金及び平成28年7月9日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月33,100円の支払を求めるもの |
| 9  | 28. 10. 26 | ***** | 市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに当該市営住宅の滞納使用料157,940円、延滞金及び平成28年6月19日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月14,900円の支払を求めるもの  |
| 10 | 28. 9. 16  | ***** | 高額所得者と認定され、本市の再三にわたる退去の要求にも応じない左記の被告に対し、市営住宅の明渡し及び平成28年9月1日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月91,200円の支払を求めるもの                                     |

|    |           |       |  |
|----|-----------|-------|--|
| 11 | 28. 9. 16 | ***** | 高額所得者と認定され、本市の再三にわたる退去の要求にも応じない左記の被告に対し、市営住宅の明渡し及び平成28年9月1日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月90,200円の支払を求めるもの |
| 12 | 28. 9. 16 | ***** | 高額所得者と認定され、本市の再三にわたる退去の要求にも応じない左記の被告に対し、市営住宅の明渡し及び平成28年9月1日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月80,200円の支払を求めるもの |
| 13 | 28. 9. 16 | ***** | 高額所得者と認定され、本市の再三にわたる退去の要求にも応じない左記の被告に対し、市営住宅の明渡し及び平成28年9月1日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月75,600円の支払を求めるもの |

(2) 和解

| 番号 | 専決処分<br>年月日 | 相手方   | 和解の要旨  |
|----|-------------|-------|--|
| 1  | 28. 9. 5    | ***** | 左記の相手方は、376,700円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成28年9月から平成31年9月までの間は毎月10,000円、同年10月は6,700円に分割して支払うこととするもの    |
| 2  | 28. 9. 8    | ***** | 左記の相手方は、606,400円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成28年9月から平成33年8月までの間は毎月10,000円、同年9月は6,400円に分割して支払うこととするもの     |
| 3  | 28. 10. 18  | ***** | 左記の相手方は、309,000円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成28年11月から平成29年11月までの間は毎月23,000円、同年12月は10,000円に分割して支払うこととするもの |